

業務指示書

バングラデシュ国ネットワークインフラ・ガスインフラの電子化にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月8日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 江尻 幸彦 Ejiri.Yukihiko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力・エネルギーセクターにおける各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／ガスインフラ管理（幹線パイプライン計画））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：ガスセクターにおける各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ガスインフラ管理（プロセス設計）】

- 1) 類似業務の経験：ガスセクターにおける各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電源及び基幹送電線計画】

- 1) 類似業務の経験：電源計画・送電線計画における各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月17日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 ?部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

本邦招へい及び第三国招へいに係る直接人件費以外の費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(BDT1 = 1.516600 円 , US\$1 = 117.3820 円 , EUR1 = 122.7070 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／ガスインフラ管理（幹線パイプライン計画）
ガスインフラ管理（プロセス設計）
電源及び基幹送電線計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.20 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、0217年3月10日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

バングラデシュ国ネットワークインフラ・ガスインフラの電子化にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/ガスインフラ管理（幹線パイプライン計画）	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ガスインフラ管理（プロセス設計）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 電源及び基幹送電線計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）は、一次エネルギー源の大半を国産天然ガスに依存している。しかし、国産天然ガスの生産量は現在をピークに減少に転ずると予測されている。現在の需要では、既存ガス田の可採年数は9.5年程度で、新規ガス田からの供給は見込まれるものの十分ではなく、エネルギー政策を大きく見直さなければならない状況となっている。このような状況で、バングラデシュ政府は JICA とともに電力セクターマスタープラン 2010、電力・エネルギーマスタープラン 2016（Power & Energy Sector Master Plan、以下 PSMP2016 という）を策定し、長期的なエネルギー源多様化を電力・エネルギーセクター開発の柱とするとともに、ガス分野については、国内ガス利用効率の向上と液化天然ガス（LNG）の導入を大目標として掲げている。

国内天然ガスのガス田は、主に北東部に集中し、この地域からダッカなど主要需要地や他の地域にガスを供給している。しかし、既設ガスインフラの多くは老朽化し、システムロスやガス漏れが問題となっている。また、ガスインフラの管理運営に必要なプロセスフロー図やルート図などの基本的な資産台帳の更新が十分には行われてこなかったため、ガス漏れなどに対する合理的で迅速な対応がほとんどできない状況に置かれている。実際、ガス搬送会社（Gas Transmission Company Bangladesh Limited : GTCL）では、各地への供給に必要な幹線ガスパイプラインやコンプレッサーが未整備な箇所も多くガス消費の増大に対応できていない。

一方、経済成長に伴い今後ガス需要増大が見込まれており、これを満たすべく LNG の輸入計画が進行している。PSMP2016 における想定では、2041 年にはガス供給の LNG への依存率が 70% を超える見込みである。現在、いくつかの浮体式 LNG 受け入れ基地（FSRU）の建設計画が進んでいるほか、陸上 LNG ターミナル建設計画も検討されているが、LNG の輸入に際しては、導入のためのインフラの整備、すなわち既存インフラへの接続パイプラインの建設とネットワークの増強が急務となっており、ガス輸入のためにもガスインフラの合理的管理運営の必要性は高い。

特に輸入ガスについては、国内ガス価格と LNG 国際価格との 10 倍にも及ぶ価格差を考慮すると、輸入ガスを現在の非効率な利用形態のもと導入した際の損失は計り知れない。LNG の輸入拡大に伴いガス供給価格は上昇することになるため、安価な国産ガスに支えられてきた国内産業に与える経済的な影響は大きい。現状の非効率なガス利用が改善されなければ、ガスのシステムロスやリークによる損失にとどまらず、経済全体にさらに大きな損失が生じることになる。高度なガス管理運営の必要性は、今後 LNG 大量導入を迎えるにあたり、さらに高まっている。

以上から、今後、ガスの効率的利用を促進するとともに、ガスインフラの管理、更新、拡張整備を合理的に進めるための仕組みを整備することが必要だが、その第一歩としてガスインフラ資産の電子データベース化および管理手法の確立が有効と考えられている¹。

¹ ネットワークインフラの資産管理では、これまでレイヤーモデル（個々の図形やその集合体である

また、ガスパイプラインの建設やネットワークの増強にあたっては、ガス同様のネットワークインフラである電力についても考慮することが必要になる。

バングラデシュではガス火力が主要な電力源であるが、経済発展に伴い、電力不足が深刻な問題となっている。既設ガス火力発電所改修高効率化に加え、新規の発電所建設が急務となっており、その立地場所を早急に決定する必要がある。合理的な発電所立地場所の検討には、ガス導管と並行して検討すべき送電線計画策定への示唆や、送電線計画の基盤となる発電所の物理的配置戦略についても関係機関と協議・検討が必要となる。具体的には、PSMP2016で策定された2041年までの長期マクロ経済及びセクター別の各エネルギー源別需要予測を踏まえ、バングラデシュ各地におけるガス、電力の各需要を検討しながら国土全体の両ネットワークインフラ計画を統合的に策定・実施していくことが求められている。

以上を踏まえ、本情報収集・確認調査では、PSMP2016にて描かれた今後のエネルギー源確保の実現に先駆けて、ガスの効率的利用を促進し、導管の整備を進めるための第一歩として必要となるガスインフラ資産、電力インフラ資産の電子データベース化および管理手法の確立について検討し、今後の実効性のある支援事業等を検討するとともに、送電線計画、発電所立地戦略についても情報収集・確認を行うものとする。

2. 調査の概要

(1) 調査の目的

バングラデシュのガスのネットワークインフラの資産管理と運営のための台帳を作成すること、及び作成された台帳を用いてネットワークインフラシステムの資産管理、運転・管理を行うためのデータベース及び運転・管理システム（以下、「電子インフラ」という）のデモンストレーションを作成することにより、今後の支援事業にとって必要な情報を得ることを目的として実施する。

また、ガスインフラと密接にかかわりのあるガス火力発電所の立地検証に関連して、基幹送電線網についても同様の調査を行い、ガスインフラと連携させた形でのデモンストレーションを形成する。

(2) 対象地域

バングラデシュ全国（主要調査地はダッカ）

(3) 関係官庁・機関

形状を、重ね絵にして表現したもので、個々の属性については、データベースで管理するものが主流であった。近年、オブジェクトモデルと呼ばれる新たなシステムが開発され、ネットワークインフラの管理運営への利用が進んでいる。これは、ネットワークを構成する要素（パイプやバルブ或いは送電線）は物として認識され、互いの接続が関連付けられたものである。これにより、ネットワークの正確な形状モデルをコンピューター上に再現させることができ、個々の要素をGPSと連動させることにより、特定の部品（バルブなど）等の場所の特定が可能となり、資産管理に加え、安全管理のためのインフラとして使用され始めた。これにより、ネットワーク運営上の課題をオンラインで解析することが可能となり、緊急時への対応が素早く合理的に行うことができるようになる。

- 1) 電力エネルギー鉱物資源省エネルギー鉱物資源局 (Energy & Mineral Resources Division, Ministry of Power, Energy and Mineral Resources)
- 2) Bangladesh Oil & Gas Corporation (Petrobangla)、及びガス関連子会社
 - ① GTCL (Gas Transmission Comapany Bangladesh Limited)
 - ② TGTDCL (Titas Gas Transmission and Distribution Company Limited)
 - ③ BGDCL (Bakhrabad Gas Distribution Company Limited)
 - ④ JGTDSL (Jalalabad Gas Transmission and Distribution System Limited)
 - ⑤ PGCL (Pashchimanchal Gas Company Limited)
 - ⑥ KGDCL (Karnaphuli Gas Distribution Company Limited)
- 3) 電力エネルギー鉱物資源省電力局 (Power Division, Ministry of Power, Energy and Mineral Resources)
- 4) 電力開発庁 (Bangladesh Power Development Board: BPDB)
- 5) バングラデシュ送電会社 Power Grid Company Bangladesh Limited: PGCB)

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ

本調査は、今後のガスセクター、電力セクターにおける開発や JICA による支援検討の基礎となるため、バングラデシュ政府や関係機関と十分な合意形成を行い、調査の過程で十分に JICA と協議すること。

(2) 関係機関の総合調整・合意形成

バングラデシュにおけるエネルギーセクター、電力セクターにおいては、政策から実行までが実質的に垂直統合されておらず、Energy Division、Power Division 以下、公社が各領域を担当しているため、各セクター内及び両セクター全体を総合的に捉えた取り組みが十分に行われていない。他方、ガス・電力のネットワークという観点からは、各公社の担当領域のインターフェースが重要であり、また政策レベルでそれを監督する省庁の機能も必要である。したがって、調査内では、関係機関が電子インフラにかかる共通理解を持てるような説明を丁寧に行うとともに、実施する会議やセミナーが今後の各セクター内及び両セクターの協働へ向けたプラットフォームの基盤となるよう、政府機関ハイレベルへの説明を企画する、巻き込む関係者の人選等を戦略的に行う等の工夫を積極的に行うこと。

(3) GSMP との整合性

ガスセクター単独のマスタープランとして、2006 年に世界銀行の支援により Gas Sector Master Plan (GSMP 2006) が策定されている。その後、国産ガスの減産や LNG 導入という環境変化を踏まえて、再度世界銀行の支援により 2017 年に Gas Sector Master Plan Update (GSMP Update) が実施される予定である。2016 年 12 月現在、実施機関である Power Cell が GSMP Update のコンサルタントを雇用中であり、2017

年第三四半期までに調査終了となる見込み。本調査の実施にあたっては、関係機関に対し、本調査の成果と GSMP が、政策面においては相互補完的な位置づけにあること、また電子インフラの導入が、PSMP2016 や GSMP の実行の第一歩であることが十分に理解されるよう留意する。

具体的な協働の内容としては、同 GSMP Update の主な対応項目として、2041 年までのガス需要に基づいたコスト最適な供給方法及び供給量に合わせた最適インフラ計画が検討される予定であり、この過程で、Petrobangla、GTCL、その他国営企業による配管計画について情報収集がされることになっているため、本調査における資料収集にあたっては GSMP Update を実施するコンサルタントとの協議も十分に行う。また、GSMP Update においては、ガスセクター政策、組織・法・規制についても提言がなされる予定であることから、本調査も踏まえた今後の開発を見据え、これらテーマについて本調査としての提言があれば、関係機関や同コンサルタントへ積極的に伝えること。

(4) 人材育成

(3) に記載のとおり、本調査は PSMP2016 や GSMP の実現へ向けたきっかけとなることが期待されている。他方、バングラデシュにおいてはネットワークインフラの電子化についてはこれまでに知見が無い上、既存インフラを十分に管理するための人材も不足している状況にある。本調査では、ネットワークインフラの電子化、またデータベースに基づいたインフラの計画・建設・管理について、関係機関の理解向上を図る業務を含めている。この背景として、本調査結果を基礎情報とし、今後ネットワークインフラの電子化を契機にしたバングラデシュの電力・エネルギーセクター発展のロードマップを関係機関が理解し、それを実行する人材の育成についても中長期的なビジョンを持つことが期待されていることに留意すること。また、人材育成にかかる JICA や本邦企業による協力のあり方についても検討し、提案を行うこと。

5. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効率的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効率的な調査工程をプロポーザルにて提案すること。なお、「4. 調査実施上の留意事項」に十分留意の上、より効果的・効率的な調査方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。提案次第では、以下の内容・方法は変更し得る。

(1) ガスインフラに関連する設計基準や工事・運営管理に関連する資料の収集

電子化のための事前調査として、ガスの上流から下流までの現状の資料収集と将来計画に関する情報や課題の抽出を行う。ガスの生産施設の稼働運営状況も、ガスインフラのネットワークの一部として考慮するものとする。

- 1) ガス生産・LNG 導入計画に関する情報収集と整理
- 2) GTCL の管轄するガスパイプライン網に関する資料収集と整理
 - ① プロセスフロー図の収集と検証
 - ② パイプラインルート図の収集

- ③ 工事図面及び標準工事図面の収集
 - ④ 配管材料仕様書（Material Specification）入手と検証
 - ⑤ ガス開発及び生産会社や地域ガス会社との取り合い個所の状況に関する情報収集
 - ⑥ 電気防食等を含む保守点検と安全全管理に関する調査
 - ⑦ 工事業者の選定基準と工事实績
 - ⑧ 短期（2025年まで）、中期（2035年まで）、長期（2041年まで）にわたる将来計画と課題に関する調査
- 3) ガス開発及び生産会社（Bangladesh Gas Fields Company Limited：BGFCL、Sylhet Gas Fields Limited：SGFL）のガス処理施設に関する資料収集と整理
- ① ガス処理施設（コンデンセート分離施設）のプロセスフロー図に関する情報収集
 - ② GTCLあるいは地域ガス会社のパイプラインとの取り合い個所の状況に関する情報収集
 - ③ 将来投資計画と課題に関する調査
- 4) 地域ガス会社の管轄するガス管路網に関する資料収集と整理
上記5.（1）2）と同様の調査を以下の地域ガス配給会社に関しても実施する。
- ① TGTDCCL
 - ② BGDCL
 - ③ JGTDSL
 - ④ PGCL
 - ⑤ KGDCL
- （2）送変電・電源配置に関する基礎情報収集とガスインフラ計画との整合性確認
発電所の立地検討に関連し、以下のような資料及び情報収集を行う。
- 基幹送電線系統図並びに変電所の配置に関する情報
 - 基幹送電線のルート図
 - 短期（2025年まで）、中期（2035年まで）、長期（2041年まで）にわたる将来計画に関する情報
- （3）（1）及び（2）の情報、特に将来計画を照らし合わせ、両者の計画調和を考慮したガスインフラ計画、送電線計画、発電所立地戦略の提言
- （4）環境分野における情報収集
パイプライン敷設や送電線敷設に関わる環境分野での環境政策・基準に関して情報収集する。本基礎情報・収集調査の後に実施しうる可能性のあるプロジェクトが実施に至る場合の環境スコーピングを行い、環境社会配慮上の課題を整理する。
- （5）電子インフラのデモンストレーション版作製
ネットワークインフラ資産管理、運転・安全管理やその可視化・シミュレーションを可能とする電子インフラのデモンストレーションを、オブジェクトモデルを用いたソフトウェアにより作成する。

作成にあたっては、収集された GTCL の幹線パイプライン網に関する資料や基幹送電線に関する資料を使用するものとする。

(6) 本邦招へい

バングラデシュ関係機関に対し以下のとおり本邦招へいを実施する。詳細については、実施前に JICA との打合簿により決定する。なお本業務については、別見積とする。

1) 目的

ガスインフラ資産、電力インフラの電子データベース化について具体的な理解を深めるとともに、データベースに基づいたインフラの計画・建設・管理、管理への活用状況、これら一連のインフラビジネスにおける最新の本邦技術について学ぶ。

2) 対象者・期間・プログラム等

ガスについては Energy Division、Petrobangla、GTCL、電力については Power Division、PGCB を主な対象者とし、計 10 名程度とする。期間は計 14 日前後。研修プログラムは上記目的を踏まえ、以下の内容をプロポーザルにて提案すること。なお、第三国招へいを提案することも妨げないが、必要性・効果を十分に考慮の上、プロポーザルにて明記すること。

3) 業務範囲

基本的には以下を予定しているものの、詳細はプロポーザルも踏まえ JICA との協議の上決定する。

① 受入業務：JICA 範囲

- ・ 国際航空券の手配
- ・ 査証の手配
- ・ 来日時・帰国時の空港送迎
- ・ 本邦における宿舎の手配
- ・ 旅行保険加入手続き
- ・ 国内移動手配
- ・ (必要に応じ) 通訳者の手配

② 監理業務 (同行案内人の業務)：JICA 範囲

- ・ 被招へい者の引率
- ・ 招へい行程中の簡単な通訳
- ・ 被招へい者への各種伝達、連絡、調整
- ・ 被招へい者への各種手当の支給
- ・ 招へい日程中の被招へい者の病気・けが等各種事態への初動対応

③ 実施業務：コンサルタント範囲

- ・ 被招へい者の人選
- ・ 招へいカリキュラムの作成
- ・ 面談者・見学先等の手配
- ・ 招へいに係る関連資料の作成
- ・ 被招へい者への来日前説明 (日程、カリキュラム、宿泊・食事等の条件等)
- ・ 招へいカリキュラムの実施

・ 招へい日程中の被招へい者の病気・けが等各種事態への対応

(7) 現地セミナーの開催と技術紹介

収集された資料を基に作成した電子インフラについて、現地調査期間中、合計2回のセミナーを開催し、本調査の内容について技術の紹介を盛り込んだプレゼンテーションを行う。セミナーはいずれも30人程度、半日を想定している。セミナー参加者(想定)は電力局・エネルギー局、BPDB及び各発電公社、PGCB、Petrobangla及び各ガス子会社、他関連政府機関・ドナー(世界銀行・アジア開発銀行)等である。また、セミナーの開催についてはエネルギー局と電力局が実施主体となるが、調査内容の報告についてはコンサルタントが責任を持って行うこととする。

セミナーの回数(より適切な回数が想定される場合)、タイミング、内容については、プロポーザルにて提案すること。また規模についても代替案があれば合わせて提案すること。

詳細については、実施前にJICAとの打合簿により決定する。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・報告する報告書等は以下の通り。各報告書の内容及び先方政府への説明・協議内容については、事前にJICAに提出し説明の上、了承を得るものとする。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、提出期限は2017年9月29日とする。

1) インセプションレポート

記載事項：調査の背景、方法、作業工程、要員計画、バングラデシュ関係機関への依頼事項等(Power Point)

提出時期：2017年3月下旬

部数：英文10部(簡易製本)、電子ファイル

2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：全ての調査結果(本文はWord)

提出時期：2017年7月下旬

部数：英文10部(簡易製本)、電子ファイル

3) ファイナルレポート

記載事項：JICAのコメントを踏まえた全ての調査結果(本文はWord, PDF)

提出時期：2017年9月下旬、ドラフト・ファイナルレポートに対するバングラデシュ側コメント提出から15日以内

部数：和文要約5部、英文10部、電子ファイル

(3) 報告書の作成・印刷仕様

すべての報告書の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。なお、仕様の詳細はJICAの指示に従うもの

とする。

(4) 収集資料

本件業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で業務終了後、電子データを JICA に提出する。

(5) その他の報告書類

1) 会議資料

バングラデシュ関係機関との会議の 10 営業日前までに資料を JICA に提出の上、確認を得て必要に応じ修正すること（基本的に Power Point。Word の場合は応相談）。また、JICA バングラデシュ事務所との会議についても、資料があれば会議の 2 営業日前までに資料を JICA に提出すること。

2) 会議記録等

バングラデシュ関係機関との面談及び各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する（Word）。また、JICA バングラデシュ事務所及びコンサルタントが主催する関連会議における議題、出席者、質疑内容等を取り纏め、2 日程度のうちに JICA に提出すること（Word）。

3) 現地調査報告書

各現地調査終了後速やかに、結果の概要、今後の対処方針について JICA に提出すること。（Word ないし Power Point、簡易なもの。）

4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年2月下旬より業務を開始し、2017年8月下旬を終了の目途とする。調査行程及び各種報告書の作成時期は、目途として以下を想定している。但し、調査の実施状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ関係者と協議の上で変更することがある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

総計約 25.48 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/ガスインフラ管理（幹線パイプライン計画）（2号）
- 2) 配管設計基準（幹線パイプライン及びガス管網の設計基準）
- 3) ガス供給計画
- 4) ガスインフラ管理（プロセス設計）（2号）
- 5) 電源及び基幹送電線計画（3号）
- 6) 電子インフラ（ガス）
- 7) 電子インフラ（電力）
- 8) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

特になし。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

【配布資料】

- バングラデシュ電力エネルギー鉱物資源省（Wood Mackenzie）「Bangladesh Gas Sector Master Plan」（2006年1月）
- JICA「天然ガスセクター情報収集・確認調査」ファイナルレポート（2012年1月）
- バングラデシュ電力エネルギー鉱物資源省「Power & Energy Sector Master Plan 2016」（2016年9月）

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材、特に電子インフラ等についてはプロポーザルにて提案すること。なおこれらは別見積とする。

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、これらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1-2名は「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講すること。
- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。併せて、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。

(渡航後)

- ⑤ バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。
- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保(可能な限り複数)し、モバイルデータ通信や無線LAN接続可能な携帯電話(スマートフォン等)に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
 - 3) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、経費の扱い①を含めて必要な規定を盛り込んでおくこと。
 - 4) 現地調査／業務期間中は、現地の治安状況について安全管理を所掌するJICAバングラデシュ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間

中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

5) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、以下方法により実費精算する。

①ホテルの宿泊の領収書(原本)等に基づき、機構所定の宿泊費確認表により、業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊費について JICA バングラデシュ事務所の確認を受け、打合簿を取り交す。

②コンサルタント等は、精算時には上記打合簿(写)を添付の上、機構所定の精算報告明細書により業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊費を記載(基準単価による宿泊費とは区別して記載)して請求する。

なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。

6) 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、実施機関の提供する施設等であっても防護措置等を追加的に講じることが必要となる可能性がある。必要経費は、JICA バングラデシュ事務所が承認したものについて契約変更を行うものとする。

7) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。なお、現地の治安状況に照らして安全確保のために当初想定していない経費が発生すると認められるものについては、その必要性と金額を打合せ簿にて確認した上で、契約変更を行うものとする。

(3) 宿泊料

宿泊料が JICA 基準単価を超過する場合は実費精算するが、積算は JICA 積算単価を使って格付けに基づいて行うこととする。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

